平成３０年（フ）第２８４号
埼玉県桶川市南１丁目３番９号
債務者　株式会社Ｗ・Ｓ・Ｂ
代表者代表取締役　鈴木　良明
１　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊　隼人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３４８号
愛知県東海市加木屋町東島田14番地の６
債務者　株式会社Ｓａｙ＆Ｄｏ
代表者代表取締役　上田　健剛
１　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　有田　弘信
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前11時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２５号
福島県郡山市久留米２丁目32番２―105号
債務者　Ｄｅｃｏｒａ　Ｈｅｒｓ株式会社
代表者代表取締役　宮崎　聡美
１　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾形　　昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午後３時30分
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
山形県東根市本丸北２丁目６番17号
債務者　有限会社ボデーショップ・カービー
代表者代表取締役　榎本　幹宏
１　決定年月日時　平成30年３月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安孫子俊彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前10時40分
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９４７号
愛知県瀬戸市東山町１丁目138番地の29
債務者　有限会社リュウテック
代表者取締役　大竹　健太
１　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上禰　幹也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８号
山口県周南市大字夜市久保田580番５
債務者　山陽通信興業株式会社
代表者代表取締役　重本智津子
１　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　根石　博文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午後１時30分
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第３６３号
名古屋市緑区若田３丁目108番地
債務者　拓南商事株式会社
代表者代表清算人　渡部　浩一
１　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上杉謙二郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前10時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２８６号
名古屋市千種区竹越２丁目６番２号
債務者　株式会社ヤマト
代表者代表取締役　山本　浩司
１　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三好裕一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１０２号
岡山県瀬戸内市邑久町福山100番地１
債務者　川部　洋士
１　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　幸治
４　破産債権の届出期間　平成30年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前11時10分
６　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８８号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート19―101、前住所神奈川県平塚市横内4052番地
債務者　田中　貞雄
１　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　最所　義一
４　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６６号
青森市橋本３丁目16番16号
債務者　石岡　繭子
１　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　天野　高志
４　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９２号
神奈川県伊勢原市坪ノ内80番地の８、前住所兵庫県姫路市西中島296番地３　ビルハイツ303号
債務者　加藤　　徹
１　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤沼　　洋
４　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１１号
京都府舞鶴市字引土336番地
債務者　武内　佳治
１　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　義和
４　破産債権の届出期間　平成30年５月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成３０年（フ）第３６７号
福岡市西区石丸４丁目７番17―101号
債務者　博多タイヤこと　大久保　圭
１　決定年月日時　平成30年３月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　文明
４　破産債権の届出期間　平成30年４月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後３時
６　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２７２号
福岡市南区大橋３丁目23番38号、前住所福岡市博多区寿町３丁目５番22―206号
債務者　占部　優二
１　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡崎　信介
４　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３６６号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵28番地14
債務者　牛房由美子
１　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高松　賢介
４　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午後４時
６　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部